
 翻 訳

書評：カール・シュミットとヘルマン・ヘラー

ジョーゼフ・W. ベンダースキー（著）

池端 忠司（訳）

* * * * *

訳者はしがき

本稿は、Joseph W. Bendersky, Book Review, Carl Schmitt and Hermann Heller, *Telos*, No. 113, (1998) 157 の全訳である。この書評の対象となった書物は、ダイゼンハウスが1997年に出版した David Dyzenhaus, *Legality and Legitimacy: Carl Schmitt, Hans Kelsen and Hermann Heller in Weimar* (Clarendon Press, 1997) であり、私は本書の邦訳書として『合法性と合理性——ワイマール期におけるカール・シュミット、ハンス・ケルゼンおよびヘルマン・ヘラー』（春風社、2020年）を公表している。

書評の著者、ジョーゼフ・W. ベンダースキーには、Joseph W. Bendersky, *Carl Schmitt—Theorist for the Reich* (Princeton University Press, 1983) という著書があり、出版の翌年にその邦訳が『カール・シュミット論』として御茶ノ水書房から出版されている。

すでに本紀要の前号で私が翻訳したショウアーマンの書評とは対照的に、ベンダースキーはダイゼンハウスの本書にかなり厳しい評価を与えている。たとえば、分析方法については主観と客観の区別がないとか、扱う文献を恣意的に選択しているとか、さらにはシュミットを不当に低く評価しているのに対して、ヘラーに不当に高い評価を与えているというものである。それがどれほど説得力があるか読者に判断していただきたい。

(1) 本書の方法論：グラムシの立場、バーマンの統合法学

ダイゼンハウスの著作は、主義主張の学と評するのがもっとも相応しい。本書の精神もその内容も共にその著者の情熱的なコミットメントと議論好きなアプローチを反映する。それはときに学問的分析であり、ときに政治的処方箋であり、ときどき両者が区別困難な方法で総合される。ダイゼンハウスは次のようなグラムシ (Gramsci) の立場を信奉する。つまり「法哲学および政治哲学であれば、それは……政治的コミットメントのパッケージの労作および正当化理由である。」(5頁)。彼はまた、「私の主要な三人の主人公の特定の立場についての解説、それらの立場の分析、歴史と、私たちと同時代の政治哲学および法哲学に関する討論の間を移動する」という彼の議論の展開によって、「政治、道徳および歴史」を結びつけるハロルド・J. バーマン (Harold J. Berman) の「統合法学 (“integrative jurisprudence”)」を採用した (xi-xii頁)。彼は、「『不在者間の対話 (‘a dialogue between absentees’)』を成立させるために、私は、他の二人に対抗して一人」を演じる。(4頁)

(2) 本書が主役の三人に下した結論

これらの見地からダイゼンハウスはいま現在のための「教訓 (“lessons”)」を提供する書物を著し、シュミット、ケルゼンおよびヘラーが「法と正当性 (“law and legitimacy”)」について今でも変わらず決定的に重要な課題に直面したと強く主張する。本書のでだしから、ダイゼンハウスは彼が各人に下した結論を次のように詳細に説明する。すなわちシュミットは重要であるが、彼の短所は完全な拒絶を呼び起こすものである。ケルゼンは「彼自身の意図とは対照的に理解」されなければならない。そしてヘラーの社会民主制の理論はそれ以外のものよりも「優って (“superior”)」い

る。まったく当然のこととして、過去からの主要な教訓はヘラーによって供給され、ダイゼンハウスは知的にも政治的にも彼と一体となる。ヘラーは、ケルゼンの法実証主義がナチスに対抗する防御を提示しなかったが一方、シュミットの理論はおそらくヒトラーの権力奪取を「積極的に招き入れた(“positively invited”)」と警告した(5頁)。

(3) 本書の研究手法についての問題点

ダイゼンハウスが彼の議論を展開し、歴史的な討論から私たちと同時代の討論へと移るに従って、彼のアプローチはいろいろな点で問題を孕んでいることが明らかになる。混乱と不正確さに加え、彼は主題、典拠および争点の選択という点で、それらを分析する方法という点に劣らず、人を混乱させるほど恣意的である。彼はルドルフ・スメント(Rudolf Smend)やグスタフ・ラードブルフ(Gustav Radbruch)のような突出した、その他の思想家を無視するが、その理由は彼らが理論と「社会参加(“engagement”)」を欠くというものであった。だが両者とも社会参加をしている。本質的に同じ主題を扱ったある近刊書¹⁾ではスメントは卓越したワイマール期の法理論家として紹介され、その理論はドイツ連邦共和国に関する憲法的争点に影響を与え続け、彼はヘラーとともに、民主制の維持および充実のための最善の選択肢を提示する。ダイゼンハウスはフランクフルト学派が理論およびコミットメントという双方の準則に合致すると主張するにもかかわらず、彼はその理論をウィリアム・ショウアーマン(William Scheuerman)の著書に関する脚注に格下げするだけである²⁾。これらの他の思想家は、選択された三人の法理論家たちをいくつかの思想の学派のパラダイムとして利用するという本書の著者の主要な目標を明らかに妨げると思われる。彼は、同様の理由から「二次的資料の論議を回避した」(6頁)ため、その結果、それによって反論を受けるという制約なしにあるいはときに事実という制約なしに彼独自の論点を追求することが許された。しかしながら、その二次的資料の論議が自分の目的に適しているとき、彼はこ

のような資料を恣意的に活用し、または情報を投げ込むことによって彼自身の「しっかりと設定された (“firmly set”)」ワイマール期の境界を突破し、そして論点はナチの時代からその二次的資料の論議に戻る。

(4) シュミットに対する嫌悪と尊敬の入り混じった緊張関係に立つ本書

シュミットに対する多くの批判者（彼らは直ちに彼の考えを斥けた）とは対照的に、ダイゼンハウスは、嫌悪と尊敬の入り混じった、彼との緊張に囚われた関係を結ぶ。彼はシュミット・ルネサンスを歓迎し、多くの点で彼はシュミットの深刻な「独特でかつ重要な (“distinctive and important”)」自由主義批評を採用すると同時に、彼の「実体的な立場 (“substantive position”)」を非難し、完全に拒絶する (xi頁、38頁)。その主題についてのシュミットの考えのもっとも明瞭でかつもっとも正確な解説の一つを提供しながら、ダイゼンハウスはこの思想家の「批評が、自由主義の問題を孕んだ性質を、私たちと同時代の批評家よりもよりよく理解している」と宣言する (38頁)。彼は、自由主義と民主制のシュミットの区分の真価を十分に理解する。この区分の本質は次のようなものである。啓蒙運動期の自然法理論を起源とする、国家の中立性、法の支配および個人の権利は、自由主義的な法治国家 (*Rechtsstaat*) の形而上学および制度的な基礎を構成する。しかしこれらの目的を君主制下の法の伝統および権力に対抗して実現するためには、自由主義は政治的にならなければならない。その新しい法理論は、非人格的な法を君主の上位に位置づけ、それ（非人格的な法）を国家権力行使の必要条件にし、法の産出を国民の立法府に移す。しかしながら、国民主権との不可欠な妥協を行ううえで、自由主義は、民主制の諸勢力が個人の権利だけでなく自由主義的な法治国家全体に危険を及ぼし得る扉を開いた。それ以来自由主義は、議会主義と司法審査を通じてこれらの民主制の諸勢力を抑制しようと試みてきた。しかしそれは中立的な体系でなければならないという自由主義の要請によって生み出されたジレンマのために、しだいにうまくいかなかった。実際にこれは自由主

義の政治制度および法制度を利用する様々な社会的および政治的諸勢力による搾取（私的な濫用）や明らかな奪取への扉を開いた。これは、ワイマール期が 1930 年以降に直面するジレンマであり、ダイゼンハウスが強く主張するように、多元的共存の諸社会の下で自由主義の前にいまでも立ちふさがる。

(5) ワイマール憲法の民主制的基礎に関するシュミットの考えの再演

ダイゼンハウスはまた、ワイマール憲法の自由主義的構成要素と民主制的構成要素の彼の区分と同様に、ワイマール憲法の民主制的基礎についてのシュミットの立場のかなり正確な再演を提供する。シュミットにとって憲法を制定し破壊する権力は国民だけに存する。彼は利益政党 (*Interessenparteien*) (政党は特殊利益を知る) が支配する議会の三分の二の多数によって憲法の本質を改めることに反対した。ダイゼンハウスは、国民を全体として同定すること、あるいは国民の「喝采の行為 (“act of acclamation”）」またはその意思の表明がはっきりと形を与えられ得るところのメカニズムを同定することの困難について、いくつかの決定的な疑問を提起する (52-54 頁)。その疑問とは次のようなものである。シュミットは治者と被治者の同一性という観点から民主制を定義したので、このような (議会の三分の二の多数による憲法の本質の改正に反対するという) 解釈は、国民の直接投票やそれと同種のものを通じた国民との同一性や代表性を援用できた民主制的な独裁者の台頭を正当化できなかったか。ダイゼンハウスは、「法的手段によって権力者の地位に就き」、次に既存の体制とその権利を廃止するために合法性を利用する「専制君主」に対抗して、シュミットの憲法改正についての立場が、自由主義的な法治国家に具現化された諸権利の弁護と見なすことができたと認める。これに関して、シュミットの立憲主義的絶対主義は、自由主義の「中立性や自己破壊的脆弱性 (“neutrality and self-subverting vulnerability”）」に対してあり得る一つの答えを提供するかもしれない。(65 頁) しかし、ワイマール共和国におけ

る自由主義はその哲学および体系が「実体（“substance”）」（例えば基本原理、価値観など）を持つと認めるのを拒絶し、確立された法的なルールと手続に従う者すべてに対する「中立性（“neutrality”）」を主張する限り、それらの実体が何であれ、自由主義は消える運命にあった。「このジレンマは」とダイゼンハウスは次のように結論する、「実際には、私たちと同時代の自由主義の政治哲学および法哲学によって実際に具体的に示される」（70頁）。

(6) シュミットの不合理でファシズム的な「実質的秩序」の拒否

「実体的秩序（“substantive order”）」の必要性を認めるようになったのがシュミットのおかげであると思いつつも、この実体に関するシュミットの観念であるとダイゼンハウスが理解したものを彼は拒絶する。そのような者と同一人物の優れた学者であるシュミットが、つまり上述のように自由主義に対する啓発的で不朽の批評を提供した者が、ダイゼンハウスによれば「非理性的な（“irrational”）」思想家でもあり、あからさまな「ファシスト（“facist”）」でもある。シュミットは「非理性的なものへの讚美歌となった（“constructed hymns to the irrational”）」、ワイマルル期の「反動主義者（“reactionaries”）」のうちの一人である（5頁と14-15頁）。彼は、おそらく「政治的戦闘における死を讚美した（“glorified death in political battle”）」、そして政治家がそれについて説明責任を持つ法の中に具体化された、国家に対抗する個人の権利に敵対するほどの「個人主義それ自体に対する憎悪（“hatred for individualism itself”）」を持っていた（94-95頁）。それゆえ中立的な自由主義であれば決定を拒否するところの「競合する神話の多元的世界（“pluriverse of competing myths”）」でシュミットは、主張されているところによれば「彼自身の神話」を提示した。その神話とは「その主な動機づけの力が、政治的なもののその魅力、つまり他者または非信仰者との実存的な戦闘というロマンスであるところの一つのファシズムの信条である」（94頁）。ダイゼンハウスは、その正当性が非理性的に基礎

づけられるところのカリスマティックな指導者によって導かれる同質的な国民国家 (nation) としての、将来のシュミット主義の秩序を描く。反民主制のエリートは、「国内の敵 (“internal enemies”)」の完全な排除を決定することになるし、その結果その統一された国民国家がファシストたちによって讃美される、国外の実存的戦闘に備えることができる。

(7) 自由主義的民主制の合法性の基礎を意図的に掘り崩すシュミット

シュミットの法理論は、ワイマール期の危機に対するプラグマティックな応答であるというよりも、主張されるところによれば、大統領の権限一般とりわけ第 48 条に関する「自由主義的民主制の合法性 (“liberal democratic legality”)」を掘り崩すことを意図的に狙っている。シュミットは、ワイマール憲法を、まさにもう一つの失敗した「政治権力の真に不合理な起源を飼い慣らし制約する自由主義的な企て」と見なした (15 頁)。権威主義的な大統領職や後期のヒトラーを通じて、自由主義的「相対主義 (“relativism”)」は、「絶対主義または無謬の独裁 (“absolutism or infallible dictatorship”)」に取って代わられることになる (97 頁)。

(8) 1933 年の時点でもシュミットの思考と政治に何の断絶もない

それゆえダイゼンハウスに従えば、1933 年にシュミットの思考と政治に何の断絶も存在しなかったし、むしろワイマール期とナチ期との間には連続性が存在した。実際にシュミットはヒトラーを「歓迎した (“welcomed”)」 (30-40 頁)。ここでダイゼンハウスはジョン・P. マコーミック (John P. McCormick) やウィリアム・E. ショウアーマン (William E. Scheuerman) の近年の解釈によってはもちろんのこと、反動的近代主義者に関するジェフリー・ハーフ (Jeffrey Herf) の研究業績によって補強された、ユルゲン・フィジャカウスキー (Jürgen Fijalkowski) の 1950 年代の命題を、それを認識することなく復活させている³⁾。40 年間に及ぶ研究活

動の足跡はこの学問分野をフィジカウスキーが稀に引用されるほど、はるか彼方に連れて行ったので、非理性的でロマンチックな思想家としてのシュミットという解釈は少なくとも10年前に反駁された⁴⁾。敵または実存的な戦闘の夢想的なヴィジョンや戦争の讚美に夢中になっているシュミットというような描き方は、単純に馬鹿げている。このような解釈や特徴づける用語法は、彼が実際に書いた内容によって、あるいはその他の何らかの歴史的な証拠によって維持され得ず、不可解である。そのうえこのような不正確なまたは誤解を招く特徴づけを除いたとしても、この著作からシュミットの「実体的な (“substantive”）」立場とは本来どういうものであったのかを確定することは難しい。

(9) シュミットが内気な詐欺師であるという確信に基づく本書の記述方法

シュミットの著作と、ワイマール末期の彼の政治的含意のその性質は、シュミットをワイマール期の意図的な破壊者とする見解に反駁する。歴史的証拠は不継続性の弁護を証明する。したがってダイゼンハウスは彼の「統合法学 (“integrated jurisprudence”）」によって、またシュミットの著作の至るところをあちこち動き回り、ワイマール期からとナチ期からのシュミット主義の思想を結合するときに歴史のおよび状況的文脈を無視することによって、彼の言い分を構成しなければならない。ダイゼンハウスの手法はまた、シュミットが実際に言ったことよりもシュミットがおそらく意味したと思われるものについての推定上の論証に基づく。すなわち「この矛盾の解決はその一部は……になければならない。(72頁)「さて…を思い出してください、そしてまた……彼の見解を思い出してください。それは次のようになるにちがいない、彼は……と思ったに違いありません。」(80頁)。ダイゼンハウスは、シュミットが「内気な (“coy”）」詐欺師であると確信しているため、このようなアプローチに訴えることが必要であると考えた。「シュミットの思想は故意に非体系的である (“Schmitt's thought is deliberately unsystematic”）」。というのも「彼は、疑いを差しはさむ余地

がまったくないほどその手のうちを明らかにすることを望まなかった (“he did not want to reveal his hand too clearly”)」からである (41 頁)。すなわち、彼は「彼のもっとも深い洞察を隠そう (“to hide his deepest insights”)」とつねに努めた (87 頁)。ダイゼンハウスは、シュミットの「ごまかしの内在的な諸条件、つまりワイマール憲法の真の性質についての彼の見せかけの揺らぎ (“deceptive, immanent conditionals, his fake waverings as to the true nature of the Weimar constitution”)」を書く (85 頁)。しかしながら、ダイゼンハウスはその手法を用いてこのベールを通り抜けて、真のシュミットを暴いた。それゆえ『憲法理論 (*Verfassungslehre*)』の一節において、ダイゼンハウスは「自由主義の政治に対するシュミットの理解の糸口 (“clue to Schmitt’s understanding of the politics of liberalism”)」と、「彼の著作の深い構造に対する瞥見 (“glimpse into the deep structure of his work”)」を見出す (69 頁)。

(10) 政治的神学者としてのシュミットとファシストとしてのシュミット

この同様のアプローチが完全に異なった結論に到達するためにハインリッヒ・マイアー (Heinrich Meier) およびアンドレアス・ケーネン (Andreas Koenen) によって近年用いられた。そのことによって生じた困難に、ダイゼンハウスが真剣に取り組まなかったことは言うまでもないことであるが、彼はそれについてけっして言及しない。彼らもまた、ダイゼンハウスのファシストとしてのシュミットではなく、シュミットの「レオ・シュトラウス (Leo Strauss) との隠された対話」を再発見するために主張されているところのごまかしを覗き込んだし、彼らはシュミットが根本的には政治的神学者であると決定したのであり、黙示録やキリスト教的終末論的歴史への彼の信条は彼の執筆活動および政治活動を促す主要要素であったとし、彼を理解するための鍵であった⁵⁾。シュミットの歴史記述における「神学的なねじれ (“theological twist”)」を反映したこの近年の研究成果を完全に無視しながら、ダイゼンハウスはシュミットやワイマール

期の終焉についての彼の解釈に、あるいはファシストとしてのシュミットについての彼の描写に、同意できない学者を「弁明者（“apologists”）」として繰り返しかつ厳しく退ける。しかしダイゼンハウスは、彼らを弁明者に行っているものや、なぜ彼らがこの役を演じたいと思ったのかをどこにも正確に説明せず、彼ら自身の知的小および政治的見地や結び付きが少しもシュミット主義ではない場合にはとりわけそうである。

(11) シュミットを内在化した本書

このシュミット主義の一体感についての誤った特徴づけや、弁明者という根拠のない非難は、1980年代にドイツの左翼の中で表明化した時に反駁された⁶⁾。マコーミックは、シュミットをファシストとして見るダイゼンハウスの見解を共有するが、その近刊書の中で「弁明的であると、もっとも頻繁にそして激烈に批判された」者たちは、「実際には、特定の政治的イデオロギーを理由にシュミットを奨励しない」と述べた⁷⁾。ずいぶん前にこれらの非難が反駁されていたために、シュミット研究のもっともドラマチックな変化は、主張されているところの弁明者によるシュミット主義の思想の何らかの奨励ではなく、むしろ左翼による、そして自由主義者による、彼の理論に対する関心の高まりであった。皮肉なことにダイゼンハウス自身は彼が弁明者としての汚名を着せようとした者たち以上に、とりわけ自由主義に対するシュミットの批評に関してシュミットを内在化されたし、さらには私たちが私たちの同時代を分析する際のシュミットの適切さに賛同する主張を行った。

(12) ワイマール期の終焉についての本書の疑わしい歴史解釈

シュミットの理論がヒトラーの権力奪取を「積極的に招いた（“positively invited”）」というダイゼンハウスの説は、ワイマール期の終焉や、それとシュミットとの関係についてダイゼンハウスの疑わしい歴史解釈と同

様に、同等の問題を孕む。ダイゼンハウスは、ワイマール期が「賢明な、熟考したうえでの計画に基づき」(22頁)民主制擁護反対論者によって不可避免的に破滅するように運命づけられたか、あるいは意図的に転覆させられたかのどちらかという、あまりに簡単に割り切った二分法を提示した。彼は、彼の歴史的な情報のためにほとんど排他的に依拠するドイツの歴史家、エバーハード・コルブ (Eberhard Kolb) によって主張されたように、「恥知らずな手法を用いて (“by unscrupulous methods”)」熟考したうえでの破壊過程という見方を堅持する。ドイツを導いて潜在的に致命的な危機を切り抜けさせる試みとしてその大統領制 (1930-1932年) を理解した学者たちを、ダイゼンハウスは不可避免的な崩壊という命題の信奉者であると間違って認定した。たとえ彼らがこのような命題をけって主張しなかったとしても。このタイプの疑わしい歴史は、批判に耐えられる解釈の多様性だけではなく、これらの年月の政治的、経済的および憲法的な危機の複合性を無視した。

(13) ワイマール期を守るための大統領制政府についての本書の歪んだ評価

その大統領制が1930年に開始されたとき、誰もこれから起こるのである新しい危機または次の数年間に生じる困難な政治選択を予測できなかったであろう。ダイゼンハウスが右翼の陰謀家と理解した者と関わりのない、次のような多くの者は、その大統領制がワイマール期を守ると見なした。カトリック教徒の中央党、ドイツ国民ユダヤ教徒の中央協会 (*Zentralverein*)、ハーバード大学のカール・J. フリードリッヒ (Carl J. Friedrich) およびドイツにおけるアメリカ合衆国の大使館付き武官さえもそうである。もしもこの歴史的状況に多大な重要性を置こうとするならば、この主題に関する歴史研究のバランスの取れた見地を獲得する必要はもちろんのこと、このような認識の仕方と期待を考慮する必要がある。不可解にも、説明のつかないことに、ダイゼンハウスは、この種の研究をハインリッヒ・ブリューニング (Heinrich Brüning) に限定したが、このことは、いく人かの歴史家

たちがその大統領制の最初の首相がワイマール期の破壊ではなく、ワイマール期を導いて危機に苦しめられた時代を切り抜けさせることを意図していたと考えることを少なくともダイゼンハウスに譲歩して認めるように導いた。しかしそこでダイゼンハウスは、シュミットがブリューニング政権の憲法の助言者として彼の大統領制との関係を始めたこと、そして1930年と1932年の間（ほとんどその政権の全歴史で）、彼の理論および法的意見がこの政権の政策および政治的戦略を支持したことを考えに入れようとしない。

(14) 大統領制政府内の様々な連携のうちのシュミットとシュライヒャー

ダイゼンハウスはまた、その大統領制政府内での様々な政治的提携だけではなく、複雑な動機、変化する状況、そして1932年の政治のダイナミックスを見落とす。シュミットは、パーペンとではなくシュライヒャーと連携した。ダイゼンハウスが利用したと主張した出典である、ハンス・モムゼン (Hans Mommsen) でさえも、この本質的な相違を認め、その結果「シュライヒャーは、パーペンとガイル (Gayl) によって宣伝された『新秩序 ('new order')』を支持して既存の憲法体制を徹底的に捨てるという構想から自分自身を切り離して考えることを強調した。彼は、憲法改正のための彼らの計画を実行するとか、あるいは法律の中にその大統領制をしっかりと固定するとか、どんなものであれ、いかなる努力もしなかった……彼は、既存の政治秩序の画期的な再構築に対するツェラー (Zehrer) の信念を明らかに共有しなかった。というのもシュライヒャーの第一の関心事は、ヒンデンブルクの心にそれほど重くのしかかる憲法的対立をつねに回避すること、そして大統領体制の有効性を回復することであった。……シュライヒャーは、景気の急激な上昇を頼りにしていたし、これが実現する時まで時間稼ぎをしていただけであった。」と述べた⁸⁾。

(15) プロイセン州の緊急事態宣言はワイマール体制の意図的転覆か

さらに言えば、ダイゼンハウスは、プロイセン州の緊急事態に関する 7 月 20 日の宣言が、政治的な麻痺状態、蔓延し増大する暴力、内戦の現実的な脅威、そして高まるナチの兵力と権力奪取への機運を牽制するために何らかの戦略を探す努力によって必然的に生じたものであるという、大統領制政府内の者たち（およびシュミット）によって理解され得るという考えを退ける。ダイゼンハウスにとって、その政府内のすべての政治家と彼らの憲法学者はワイマール期の意図的な転覆を共謀した。シュミットの役割のより正確に描いたものとして引用されるといってもよい、シュミット論争に関与していない評判の高い歴史家たちの中に、プロイセンに関する指導的な権威、デイトリッヒ・オルロウ (Dietrich Orlow) がいる。オルロウはもちろん弁明者ではないが、次のように書いた。つまりシュミットの見解では連邦大統領は「その国家を崩壊から守るために彼が必要と考えるどんな行動もとる権利と義務を持った。……1932 年 7 月に憲法上の緊急事態が存在したし、連邦の大統領および内閣は共和国の実効能力の保持のために正しく行動した。」⁹⁾オルロウは、ブリューニング、パーペン、シュライヒャーの権威主義および「保守的復古主義 (“conservative restorationism”）」と呼んだものに対して批判的である一方で、彼らがそれでも「法治国家の原理を尊重した (“respected the fundamentals of the *Rechtsstaat*”）」と特記する¹⁰⁾。しかしながらダイゼンハウスにとって自由主義的法治国家に対するこのような順守は、ライヒ政府の立場およびそれに関連するシュミットの憲法解釈のほとんどを支持した上級裁判所の判決と同様に、ワイマールの自由主義的法学およびその規範主義的法実証主義の持つ問題のもう一つの例として単に奉仕することになる。

(16) 1933 年 1 月のシュライヒャーの計画を除外する本書

ダイゼンハウスは、シュミットが関与した 1933 年 1 月のシュライヒャー

一の計画を完全に除外する。この致命的な歴史的出来事は、その大統領制がその状況を安定化することを決して意図せず、あるいはナチスを阻止するのに決して必要ではなかったというダイゼンハウスの説に挑戦する。シュライヒャーは、議会政治が最小限の有効性であっても機能する希望を持ち得るところの政治的な空気を経済復興プログラムが回復する時までの、一時的な緊急事態を勧告した。ワイマール憲法とその政治システムは、権威主義的に方向づけられた復興の時期には変えられないであろうが、全システムの生き残りに対する差し迫った脅威は必要があれば軍事力を用いてもナチや共産党を法的に弾圧することによって取り除かれるはずである。「権威主義的な軍事体制の確立の見込みは、ドイツ政府の元首にアドルフ・ヒトラー (Adolf Hitler) が就任するという悲惨な結末を人類にほとんど確実に与えたであろう」とヘンリー・A. ターナー (Henry A. Turner) は記した。それどころかシュミットとともに、社会民主党の指導者、オットー・ブラウン (Otto Braun) はこれを理解した。すなわち彼はいくつかの政治的譲歩と引き換えにシュライヒャーの大統領命令による統治を進んで支援した。ダイゼンハウスの主要な歴史的な出典、コルプでさえも、「うまく行けば、予定されていた憲法違反とその結果として生じた緊急事態の宣言は、ナチの権力奪取を阻んだであろう。」と主張した¹¹⁾。

(17) ケルゼン評価においてシュミットの立場を採用する本書

ダイゼンハウス自身は、その後を受けて次のように説明する。つまりハンス・ケルゼン、つまりワイマール憲法の自由主義的な支援者は、「大統領命令に伴う第 48 条の解釈について国事裁判所と同様にもっともらしいだけでなく、政治的立場からさえも望ましいというべきである」と最終的に結論した (128 頁)。さらに、ダイゼンハウスはシュミットの主張する政治についてのケルゼンの激しい非難に倣い、またハンス・ケルゼンの法の純粹理論に対する一つの批評を持ってゴールする。その批評ではダイゼンハウスは規範主義に対抗するシュミットの立場を実際に採用した。これに

関してダイゼンハウスは、法の純粋性および中立性を保持するためのケルゼンの試みの中や、倫理、政治、イデオロギーなどからそれらを隔絶することによる法体系の中にその実例をみることのできる自由主義を攻撃するためにシュミットの分析および理論を利用する点で、ワイマール期の一部や私たちと同時代の左翼に倣う。シュミット主義の「政治の現実 (“reality of politics”）」を無視しながら、ダイゼンハウスは次のように書く。「ケルゼンは、それゆえある規範の下に政治を包摂するという自由主義の欲求と、そうすることの自由主義の実質的な不能を完全に描写した。」同様に、自由主義的な中立性へのケルゼンの執着はその制度の内部からの「サタンによる (“Satan’s”）」転覆に対抗する一切の保護もまたは「サタンは誰か (“who Satan is”）」を見分ける方法さえも提示しなかった (156頁)。

(18) ケルゼンとシュミットの両者の思想の根本的問題

ダイゼンハウスがケルゼンを取扱うときのいやに念入りな分析および評価はケルゼン研究家に委ねるべきである。しかしながらまさにシュミットに対する彼のアプローチと同様に、「ケルゼン研究家のほとんどが受け入れ難い (“anathema to most Kelsen scholars”）」だけではなく、「ケルゼン自身の見解にも反する (“contrary to Kelsen’s own views”）」方法でこの規範主義者を取り扱うことが正当化されるとダイゼンハウスが思っているという点は指摘しておく価値がある (104-105頁)。ここでもダイゼンハウスはケルゼンの「実践的な (“practical”）」意味に「稀でかつ重要な一瞥 (“rare and important glimpse”）」を与える。しかしながらケルゼンを簡単に打ち負かすためにシュミットを呼び出した後に、ダイゼンハウスは双方の思想家が思い違いしていたと結論する。ケルゼンだけではなくシュミットも、ダイゼンハウスが断言するところによれば神および真理が存在しない道徳的相対主義の近代的世界に起因するところの政治および社会についての問題やその可能な解決策に関して「正しい語り方 (“right way of telling the story”）」を持ち合わせていなかった。ケルゼンの法実証主義の含意は、真

理が優勢であるかどうかによって決定されるどころの「破碎されたヴィジョンの多元的共存の世界 (“pluriverse of fractured visions”）」のそれであったのに対して、シュミット主義のヴィジョンは、おそらく「非理性的な諸勢力の戦闘における意思の勝利 (“triumph of the will in the battle of irrational forces”）」の観点からこのような結果になった (160 頁)。

(19) 近代的世界に起因する問題についての正しい語り方

その正しい語り方はヘルマン・ヘラーに属するものであり、ヘラーはケルゼンとシュミットに対する批評の中で「法と政治に関するより望ましい像 (“more desirable picture of law and politics”）」を提示した (160 頁)。ケルゼンまたはシュミットの地位に達しなかった、ドイツ以外ではほとんど知られていないヘラーは、近年、ダイゼンハウスやその他の者のような崇拜者によって両者の地位まで遡及的に高められた。ここに自由主義者のケルゼンと「ファシスト (“fascist”）」のシュミットに代わる社会民主制のワイマール期という選択肢が存在した。もっとも実際にはヘラーの活発な社会民主党員としてのその党派心と興奮しやすい気質は、ワイマール期の政治理論および法理論において相対的に「主流から周縁に追いやられた (“marginalized”）」状態に彼を置いたし、1933 年の彼の早い死はそれに続いた独裁、破滅および再構築という決定的な数十年におけるいかなる貢献をも阻止した¹²⁾。ヘラーがいくつかの重要な領域でシュミットからどれほどの借りがあったかは、次のように目を見張るものがある。すなわち法の歴史的小および社会学的性質だけでなく、政治的なものもそうであり、さらには決定、主権、同質性の重要性。またさらには敵から区別して友を決定するためと、国内と国外からの脅威に対抗してそれ自体 (友) を守るための国家の必要性さえも。これほど多くの領域におけるこの知的な恩義についてのコメントの中で、ピーター・コールドウェルはそれが特に外交問題になると、ヘラーとシュミットの国家論について実質的な区分は存在しなかったと述べる¹³⁾。しかしヘラーが政治および法に関する理論におけ

るこれらの問題のいくつかに彼自身の立場を展開しただけではなく、シュミットを彼の「主要な政治的標的 (“principal political target”) (訳者のコメント：書評の英語原文は principle であるが書評対象の英語原文では principal であり訂正した。)」と見ていたとダイゼンハウスが主張した点はおそらく正しい。というのもダイゼンハウスはシュミットを民主制と法の支配に対する危険な人物であると見なしていたからである (163 頁)。ヘラーにとってシュミットは、ブルジョアジーがその財産をプロレタリアートから守るというより広範な試みを象徴する。この点からすれば、議会の組織はもちろんのこと、きわめて神聖な、冒すことのできない個人の権利、司法府および法実証主義が、民主制や国民主権の勢力をそらすために役立つことを当初から意図した自由主義のその挫折に対する論理的な応答として、シュミットの思想は理解され得る。最後の頼りとして、ブルジョアジーは、シュミットと同様にその財産を保護するファシストの権力を支持し、進んで自由主義と法の支配を廃棄した (193 頁)。

(20) ヘラーの社会的法治国家の道

それにもかかわらず、ヘラーはブルジョア自由主義の過去および近年の実践に対する辛辣な批評家であるけれども、自由主義の基本的原理が廃棄されることよりもむしろ、民主制的な法理論に転換されなければならないと信じた。個人の権利と法の支配とは、国民主権の原理を実現する一方で「法、権力および倫理 (“law, power and ethics”)」を一体化することになる新しい法秩序に統合することをヘラーが望んだ西洋文化の伝統に対する重要な貢献であった。ヘラーのような民主制的社会主義者にとって、これは自由主義的な法治国家から「社会的法治国家 (“social Rechtsstaat”)」への変質にはかならない。社会的法治国家は自由主義がこれまでやって来た法の前の平等や普通選挙だけではなく、民主制的な社会的平等を促進したシステムになる (195-196 頁)。

(21) ヘラーの思考の不透明性

ヘラーの思想の理論的および実践的性質やダイゼンハウスのそれらの説明について深刻な問題が存在する。ダイゼンハウスは、ヘラーがシュミットのおそらく非理性的な思想に代わり得る選択肢として、理性に基礎づけられた政治および法の理論を提示すると主張する。だがヘラーの思考はその本質的な点で見通せないかまたは不完全である。倫理的原理がすべての法の基礎となるはずであると主張する一方で、彼は法の重要性および個人の固有の自尊心という漠然とした観念を提示することを除いて、それらが何であるかを決して詳しく説明しない。このような観念は、もちろん非常に興味をそそり、原理上または抽象的な理論の立場として反対することは難しいが、社会や政治にそれらの観念を具体化しようと試みるとき、あるいはそれらの本質や実用的な適用についての何らかの合意を見出そうと試みるときでさえも、かなり厄介であり、不和を生じさせる。その問題は、ヘラーが自然法論を放棄していることによって、また倫理的原理が文化的に結び合わされているという彼の信念によって悪化する。それを否定するダイゼンハウスの試みにもかかわらず、このことは、相対主義のように感じられ、このような原理についての基礎的なコンセンサスを欠く実際の多元的共存の社会（たとえばワイマール期）において何が倫理的、道徳的あるいは真実であるかを誰が決定するのかという古いシュミット主義的な決定主義のジレンマを生じさせる。どのようにしてそのような個人主義がヘラーの社会主義の価値および目標と調和され得るのかは明確ではない。何らかの形で、これらの倫理的原理は「民主制的な理性のプロセス（“process of democratic reason”）」を通じて実定法に規定され、次に実現されることになる（205頁）。

(22) 権威主義的契機の必要性から生じる不透明性

目につくほど注目すべきことは、このような討論が打ち切られなければ

ならなくなり、その結果その争点が権力によって解決されるところまで必然的に達するところの「権威主義的な契機 (“authoritarian moment”）」の必要性に対するヘラー自身の承認である。この概念はヘラーの思考をより見通せないものにするだけではなく、シュミット主義的な決定主義の思想の一つの型であることは否定できない。さらに重要なことに、本質的な原理に関するヘラーの選択的な観念は、ワイマールのブルジョア的な自由主義者のそれらの原理と衝突した。多くの社会的、政治的および法的な戦闘は、それらの中心には、財産の自由主義的な神聖さに対抗する、ヘラーによって擁護された社会正義や平等を達成するためにそれ（財産）を制限する必要という問題があった。誰もが認めるように、彼の「司法審査に対する敵意 (“hostility to judicial review”）」、つまり大切な自由主義の価値に対する敵意は、これが立法府によって明らかに示される時の国民の主権的な民主制的意思を妨害することによって階級支配と財産を守るためのブルジョアのメカニズムとして奉仕し、それによって自由主義的法治国家から社会的法治国家への変質を妨げるという彼の信念に主として由来する。

(23) 社会的法治国家または社会的平等とは何か

驚くことにダイゼンハウスもヘラーも、ワイマール期（またはついでに言えば私たちと同時代の社会）において何が社会的法治国家または社会的平等を構成したかを説明さえしていない。確かにそれは法の前の平等と選挙権以上のものを意味した。それはブルジョアの財産の制限かあるいは富や地位の実質的な再分配を含むのか、それともひょっとしたら資本家勢力に対する国家規制または管理を含むのか。1931 年のある論文の中でヘラーはおそらく国家を独占する「私的な資本家勢力 (“private capitalist forces”）」を取り除くために、経済に対する国家の「権威主義的上位性 (“authoritarian superordination”）」を要請したとき、後者（資本家勢力に対する国家規制または管理）を強く示唆した。ヘラーのこの露呈した重要な側面は、無能な議会とのつり合いのために国民の直接投票によって正当

化される「権威主義的国家 (“authoritarian state”)」に対する彼の要請と同様に、彼の理論にとってのその広範囲にわたる意義や、一般的にはワイマール共和国またはドイツ社会の未来にとってのその政治的含意と矛盾する短い段落をダイゼンハウスから受け取る (207 頁)。これは、ワイマール期の問題に対する妥当な解決であったのか、あるいはドイツ社会の社会主義者でない階層が抱く最悪の恐怖を確認することや、内戦のための処方箋であったのか。

(24) 本書とダイゼンハウスの他の論文との相違

また特記するに値するのは、他の場面において、つまりこの書評の対象である本書についての簡潔な要約を提供する論文では¹⁴⁾、ダイゼンハウスはヘラーおよびその思想についてより一層ほんやりしたイメージを描く。そこでは、「本来備わっているよいものとしてではなく、私有財産の安全を確保する手段としての……民主制やその法治国家」を確立した階級として「ブルジョアジー (“bourgeoisie”)」に対するヘラーの激しい非難の兆しもなければ、(本書 193 頁で議論されたような)ブルジョアジーがその財産を守るためにファシストの独裁者に法の支配を生贄に捧げたと彼が信じたことの兆しも存在しない。ヘラーとダイゼンハウスの双方のキー概念と目的——「社会的法治国家 (“social Rechtsstaat”)」——もまたその論文では言及されない。「社会的平等 (“social equality”)」のための必要にだけ言及しながら、ダイゼンハウスは「あらゆる市民の自由と平等 (“freedom and equality for all citizens”)」を約束する「民主制的法治国家 (“democratic Rechtsstaat”)」についてのみ書く。ダイゼンハウスがシュミットを、実存的な戦闘や暴力のグローバル化の非理性的なロマンティックな神話を促進するナチスの「ファシスト (“fascist”)」の先駆者としてではなく、「共同体主義的実存主義者 (“communitarian existentialist”)」や「右翼の第一の法理論家 (“foremost legal theorist on the Right”)」としてのみ描くとき、シュミットでさえも相対的にましなもののように見える¹⁵⁾。

(25) シュミットの反ユダヤ主義についての本書の扱い方の不備

ダイゼンハウスの本書においてうまく逃れたヘラーについてのもう一つの厄介な側面は、彼の歴史に具体化された民族的 (*völkisch*) 思想と、彼が保守的理論家にかなり依拠していることに関わり、そのために左翼および中道の社会主義者は彼を酷評した。ヘラーの著作に理解を示す急進的な右翼の理論家たちの中でその仲間であるオットー・ケルロイター (Otto Koellreutter) は、1934 年の初めにシュミットの非人種的理論および伝統的なヘーゲル主義的保守主義が、国民社会主義的なイデオロギーの実現の障害であるという理由で、シュミットに対するナチの理論家による攻撃の指揮を執った¹⁶⁾。これは次の事実には照らすならば、さらに奇妙に思える。つまり、その事実とは、シュミットという法律家の反ユダヤ主義や、主張されているところのこの争点の無視や、それといわゆる弁明者によるシュミット理論との関係についての論難に取り掛かるために、ダイゼンハウスはワイマル期のシュミットの法理論を吟味することを敢えてしていないということである。しかしながら、ダイゼンハウスは、シュミットの法理論も、彼のワイマル期の数年さえも扱わず、むしろシュミットがナチ期を通じて書いたものを扱う。それとは反対のダイゼンハウスの抗議、つまりシュミットの名と非難されるべき妥協というこの側面は、シュミットが批判する学者によって詳しく扱われてきた。同様に、第三帝国期のシュミットの反ユダヤ主義についてのジョージ・シュワブ (George Schwab) による扱いに対するダイゼンハウスの歪曲は、それが不必要でかつ不適切であることと負けず劣らず、疑わしい。ダイゼンハウスの告発は、彼とシュワブの関連部分を比較することによって容易に退けられ得る¹⁷⁾。

(26) 友一敵理論と反ユダヤ主義を結び付けることへの疑問

反ユダヤ主義または人種主義が、1933 年以前のシュミットの個人的な交

際または理論において何らかの役割を演じたことを今日まで誰も示すことができないという事実が依然として残る。ダイゼンハウス自身が反ユダヤ主義を弁護するために挙げる証拠は、ナチ期および第二次世界大戦後期から始まる。シュミットの戦後の日記の中のこれらの文章がこの全体の問題の体系的な再調査を余儀なくさせるにもかかわらず、これらの文章が彼のワイマール期の理論の反ユダヤ主義的な次元を示唆しなかったことは留意しなければならない¹⁸⁾。さらにはシュミットの多量の遺品 (*Nachlass*) はワイマール期の彼の政治または思想という点でどんな反ユダヤ主義も露わにしなかった。さらに加えて、ナチスがワイマール期にはシュミットを完全に無視したことや、彼の思想がナチの理論または政治にいかなる影響も与えなかったことは、豊富な証拠書類によって少なくとも 20 年間確立されてきた。シュミットの友-敵理論がユダヤ人の排除を正当化するというダイゼンハウスの怪しい主張は、その友-敵理論の非人種的特徴がナチスのイデオロギーと正反対であるという理由からナチスが彼の友-敵概念を酷評し否認したことが実証されたという事実を無視する。実際には、ナチが弾圧を行うための指針であるどころか、シュミットの友-敵の見地は、何よりも人間、集団のアイデンティティおよびそれらから結果として生じる対立や戦争の人類学的な性質についてのジークムント・フロイト (Sigmund Freud) のホップズ主義的見解であった¹⁹⁾。

(27) ヘラーの人種主義的見解についての本書の扱い方の問題性

明らかにワイマール期におけるシュミットの政治理論および法理論は、人種主義的でもなければ、何らかのタイプの民族的 (*völkisch*) 思考を必然的に含まなかった。これらは、シュミットが研究しなければならずかつ当然ワイマール期の彼の理論に統合しなければならない領域でさえもなかった一方で、ヘラーの民族的志向性は、1920 年代の彼の書き物には繰り返して現れた。シュミットが彼の著作や用語をナチのイデオロギーとより両立できるように努力しながら、第三帝国になってだけ採用し始めるようになる

一種の右翼の民族的術語を、ヘラーは決まって採用した。それにもかかわらず、ヘラーの人類学についてのダイゼンハウスの一つの短い文章は、彼の思考のうちのこの次元の兆候を少しも提示せず、彼が民族的国民主義的な見解を記述するときに使っていた、彼に不利な血と魂 (*Blut und Boden*) という術語を都合よく避ける。ダイゼンハウスは、それらの人種主義的理論家に対するヘラーの批評を (正確に) 述べるだけである。その人種主義的理論家は、上下関係の階層構造にそれらの人種を分類すると想定される、不変の区別の目安となる特性および人種的魂を授けられた純粹の人種の存在を確立したと称せられる (190 頁)。しかし文化の問題とは別物として、人類学の問題として合衆国における「ニグロ問題 (“negro question”）」についてのヘラーのびっくりさせる陳述は、彼が何らかの人種主義的思考に影響を受けやすかったことを示唆する。ダイゼンハウスはこれを脚注に追いやり、それを彼の一般理論と一貫しない「唐突な発言 (“odd remarks”）」として退ける (192 頁)。

(28) 血と魂についてのヘラーの言及を適切に位置づけること

ヘラーが強調した文化や歴史を遥かに超えているものによって決定される「国民的な特徴 (“national character”）」を彼が信じたことは、彼の全集から明らかである。彼は次のように書いた。「人間の共同体のもっとも生き生きしたかつ永続的な形成は、組織的、合目的な利益団体に基礎づけられず、むしろ有機的、自然主義的核を持つ。介入したり、他者から自分たちを区別することはなく、人間を結びつけるもっとも重要な自然主義的相互関係は血と魂であり、血統および地理的環境である。両者は民族の生得的な基礎を形成する。」²⁰⁾ もちろんヘラーのこの次元は過度に強調されるべきではなく、それに代わって彼の全体の思想という適切な文脈内で読まれるべきである。同様のことは、シュミットの問題のある側面にも当てはまる。しかしこのような思想は知らされ、かつ彼についての一般的な説明に統合される必要がある。というのもそれらは、それらがどのように同質

性、国民的なアイデンティティおよび国家間の関係などについての彼の概念に関連する可能性があるのかについての興味深い問題を引き起すからである。それらは、もちろんこのような過去や現在の重要性を付与された人物を何らかの形で包括的に理解するためには不可欠である。

(29) ロールズやハーバーマス以上に優れている理由の問題性

彼の本の最終章では、私たちと同時代の法理論にヘラーが重要な意味を持つことを扱いながら、ダイゼンハウスはジョン・ロールズ (John Rawls) が政治的自由主義の理論を展開する近年の努力を分析し、その結果それを拒否するときに再びシュミットの自由主義批評に依拠する。ロールズは自由主義対民主制というシュミット主義のジレンマに直面するとき、究極的には「民主制よりも自由主義を選ぶ」(248頁)。ロールズ以上により見込みがあるのは、ユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) の民主制の理論であるが、ダイゼンハウスはこれを、ヘラーについてのそれほど満足のいく見直しにはなっていないと特徴づける（とというのは、ダイゼンハウスはハーバーマスがワイマール期のその法律家（ヘラー）を決して引き合いに出さないことを認めているが）。ダイゼンハウスは、理性的な合法性を通じて権力の現実を制圧する啓蒙運動の努力にハーバーマスが執着していることを理由に彼を批判する。ダイゼンハウスやヘラーのような真の民主制擁護論者は、いくつかの基本的な争点および価値について制度や先取りされた討論を通じて民主制の諸勢力を制限することとは対極をなす、理に適った民主制の熟議の過程とその結果に「信頼 (“trust”）」を置く。それゆえ平等主義からの近年の撤退や、それと同時に生じた、法実証主義の再生および自由主義的法治国家の純粋に形式的な特性の保持によって自由主義的価値観を補強することが何を意味するかについてヘラーは答えを依然として出していない。しかし、ダイゼンハウスは、ヘラーの民主制擁護論が「社会的法治国家 (“social Rechtsstaat”）」を実現することによって、さらにはその「社会的平等という変化する理念 (“changing ideals of social

equality”）」によってこの答えを提供することに唯一成功することができる」と結論する (258 頁)。この予測の持つ問題は、ヘラーあるいはダイゼンハウスがこの予測によって実際に意味させるものを誰も知らないということである。

ジョーゼフ・W. ベンダースキー

—注—

- 1) Peter C. Caldwell, *Popular Sovereignty and the Crisis of German Constitutional Law: The Theory and Practice of Weimar Constitutionalism* (Durham: Duke University Press, 1997), pp. 120-144.
- 2) See William E. Scheuerman, *Between the Norm and the Exception: The Frankfurt School and the Rule of Law* (Cambridge, Mass.: MIT University Press, 1994).
- 3) Jürgen Fijalkowski, *Die Wendung zum Führerstaat: Ideologische Komponenten in der Politischer Philosophie Carl Schmitts* (Cologne, 1958). ダイゼンハウスはこれを彼の参考書目録に含めない。Jeffrey Herf, *Reactionary Modernism: Technology, Culture, and Politics in Weimar and the Third Reich* (New York: Cambridge University Press, 1984); John P. McCormick, *Carl Schmitt's Critique of Liberalism: Against Politics as Technology* (New York: Cambridge University Press, 1977); Scheuerman, *Between the Norm and the Exception*, *op. cit.*
- 4) See Joseph W. Bendersky, "Carl Schmitt and the Conservative Revolution," in *Telos* 72 (Summer, 1987), pp. 27-42.
- 5) See Andreas Koenen, *Der Fall Carl Schmitt: Sein Aufstieg zum "Kronjuristen des Dritten Reiches"* (Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1995) and Heinrich Meier, *Carl Schmitt and Leo Strauss: The Hidden Dialogue: Including Strauss's Notes on Schmitt's "Concept of the Political" and Three Letters from Strauss to Schmitt*, trans. J. Harvey Lomax (Chicago: University of Chicago Press, 1995). See also Joseph Bendersky's review in the *Journal of Modern History*, Vol. 69, No 4 (December 1997), pp. 891-893. これはシュミットのいくつかの神学的解釈を問題にする。
- 6) See Joseph W. Bendersky, "Carl Schmitt as *Occasio*," in *Telos* 78 (Winter 1988-89), pp. 191-208.
- 7) McCormick, *Carl Schmitt's Critique of Liberalism*, *op. cit.*, p. 15.
- 8) Hans Mommsen, *The Rise and Fall of Weimar Democracy*, tr. by Elborg Forster and Larry Jones (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1966), p. 492.
- 9) Dietrich Orlow, *Weimar Prussia, 1929-1933: The Illusion of Strength* (Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1991), p. 243.

- 10) *Ibid.*, p. 250.
- 11) See the Tenth Annual Lecture (1996) by Eberhard Kolb and comments by Henry A. Turner at the German Historical Institute, Washington, D. C., *Bulletin of the German Historical Institute* 20 (Spring 1997), pp. 24-26. Orlow, *Weimar Prussia, op. cit.*, p. 223.
- 12) See Caldwell, *Popular Sovereignty and the Crisis of German Constitutional Law, op. cit.*, p. 127. シュミットに対する酷評の一方で、コールドウェルはまたダイゼンハウスよりもヘラーについてのより率直でバランスのとれた要約を提示する。
- 13) *Ibid.*, p. 129.
- 14) David Dyzenhaus, "Legal Theory in the Collapse of Weimar: Contemporary Lessons?," in *American Political Science Review*, Vol. 91, No. 1 (March 1997), pp. 129-133.
- 15) *Ibid.*, pp. 121-122.
- 16) *Ibid.*, pp. 129, 230; Joseph W. Bendersky, *Carl Schmitt: Theorist for the Reich* (Princeton, Princeton University Press, 1983), pp. 222-227.
- 17) Compare pp. 98-101 in Dyzenhaus with what Schwab actually argued in *The Challenge of the Exception: An Introduction to the Political Ideas of Carl Schmitt between 1921 and 1936*, 2nd ed. (New York: Greenwood Press, 1989), pp. 134-138.
- 18) Joseph W. Bendersky, "Schmitt and Hobbes," in *Telos* 109 (Fall 1996), pp. 122-129.
- 19) See Joseph W. Bendersky, "Carl Schmitt and Sigmund Freud on the Concept of the Enemy," Conference on "The Relevance of Carl Schmitt's *Concept of the Political*," The Graduate School of the City University of New York (October 29, 1990).
- 20) Hermann Heller, *Gesammelte Schriften*, 3 Vols., ed. by Christoph Müller (Tübingen: J. C. B. Mohr, 2nd ed. 1992); Vol., pp. 452-455.